

## 第四十号

徳島県准看護師試験委員条例の廃止について

徳島県准看護師試験委員条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県准看護師試験委員条例を廃止する条例

徳島県准看護師試験委員条例（昭和三十四年徳島県条例第四十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験等に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、徳島県准看護師試験委員条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。